

七ヶ浜町 被災市街地復興土地区画整理事業地内の建築物の用途制限

	居住系	業務系			
	菫田浜 花浦 代々 崎濱 崎濱 A B	花 渕 浜	代 々 崎 濱 A	代 々 崎 濱 B	
住宅	○	×	×	×	
共同住宅、寄宿舎、下宿	○	×	×	×	
兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの	○	×	×	×	
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	○	○
	店舗等の床面積が150㎡を超え500㎡以下のもの	○	○	○	○
	店舗等の床面積が500㎡を超え1,500㎡以下のもの	○	○	○	○
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの	×	○	×	×
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	×	×	×	×
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	○	○
	事務所等の床面積が150㎡を超え500㎡以下のもの	○	○	○	○
	事務所等の床面積が500㎡を超え1,500㎡以下のもの	○	○	○	○
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの	×	○	×	×
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×
ホテル、旅館	▲(1,500㎡以内)	▲(3,000㎡以内)	▲(1,500㎡以内)	▲(1,500㎡以内)	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	×	×
	カラオケボックス等	×	×	×	×
	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等	×	×	×	×
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×
公共施設等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	×	×	×	×
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	×	×
	図書館等	×	×	×	×
	巡査派出所等の公益上必要な建築物	○	○	○	○
	神社、寺院、教会等	×	×	×	×
	病院	×	×	×	×
	保育所	×	×	×	×
	公衆浴場	×	×	×	×
	診療所	○	○	○	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	×	×	×	×
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲(600㎡以内)	▲(600㎡以内)	▲(600㎡以内)	▲(600㎡以内)
	自動車教習所	×	×	×	×
	工場・倉庫等	単独自動車車庫（附属車庫を除く）	×	×	×
建築物附属自動車車庫		一階以内 ▲(300㎡以内)	一階以内 ▲(3,000㎡以内)	一階以内 ▲(1,500㎡以内)	一階以内 ▲(1,500㎡以内)
倉庫業を営む倉庫		×	▲(3,000㎡以内)	▲(2,500㎡以内)	▲(1,500㎡以内)
畜舎（15㎡を超えるもの）		×	×	×	×
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		○	○	○	○
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		建築資材加工 ▲(150㎡以内)	建築資材加工 ▲(300㎡以内)	建築資材加工 ▲(300㎡以内)	建築資材加工 ▲(300㎡以内)
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		×	×	×	×
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		×	×	×	×
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		×	×	×	×
自動車修理工場		▲(150㎡以内)	▲(300㎡以内)	▲(300㎡以内)	▲(300㎡以内)
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設		▲(地下貯蔵)	▲(地下貯蔵)	▲(地下貯蔵)	▲(地下貯蔵)
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設		×	×	×	×
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設		×	×	×	×
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設	×	×	×	×	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては、原則、都市計画決定が必要				
農林漁業施設	▲(300㎡以内)	▲(3,000㎡以内)	▲(2,500㎡以内)	▲(1,500㎡以内)	

※記号説明 ○：建てられる用途 ▲：条件付きで建てられる用途 ×：建てられない用途